

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年2月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500253号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500056号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月26日、平成30年7月31日及び令和元年7月30日の標準賞与額を32万円に訂正することが必要である。

平成28年12月26日、平成30年7月31日及び令和元年7月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月26日及び平成30年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められ、令和元年7月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成2年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年12月26日

② 平成30年7月20日

③ 令和元年7月20日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、給与明細書、給与所得の源泉徴収票、金融機関から提出された取引推移一覧表及び課税庁提出の給与支払報告書並びにA社の回答(以下、併せて「賞与関連資料」という。)により、請求者は、同社から、請求期間①から③までにおいて標準賞与額32万円に相当する賞与の支払を受け、請求期間①及び②は32万円、請求期間③は38万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年

金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までに係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認又は推認できる賞与支払額又は厚生年金保険料控除額から、32万円に訂正することが必要である。

また、賞与支払年月日については、請求期間②については、当該賞与に係る請求者及び同僚の振込年月日から平成30年7月31日とすることが妥当である。

請求期間③については、金融機関から提出された取引推移一覧表によると、当該賞与が令和元年7月30日及び同年8月5日に分割して振り込まれていることが確認できること、i) 賞与支払年月日について事業主から回答を得られないこと、ii) 複数の同僚から提出された預金通帳又は取引推移一覧表により、当該賞与は令和元年7月30日に振り込まれていることが確認できることから、令和元年7月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間③については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500311号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500057号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、令和元年12月27日は17万円、令和2年7月29日は25万5,000円に訂正することが必要である。

令和元年12月27日及び令和2年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、令和元年12月27日及び令和2年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年12月27日
② 令和2年7月29日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(75条本文該当記録)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚から提出された賞与明細書及びA社の回答により、請求者は、同社から請求期間①は17万円、請求期間②は25万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の標準賞与額を請求期間①は17万円、請求期間②は25万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500079号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500058号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年12月5日の標準賞与額を45万6,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年12月5日
② 令和元年7月5日
③ 令和元年12月5日
④ 令和2年7月5日
⑤ 令和2年12月5日
⑥ 令和3年7月5日
⑦ 令和3年12月5日

請求期間①から⑦までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、課税庁から提出された請求者の令和元年度(平成30年中所得)に係る賦課資料(所得照会書)についての回答書、請求者のオンライン記録、A社の回答及び陳述並びに同僚の賞与に係る支給明細書(以下、併

せて「課税資料等」という。)により、請求者が主張する賞与額(45万6,996円)を超える賞与が同社から請求者に支払われ、45万6,996円に相当する標準賞与額(45万6,000円)に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、上述の課税資料等において推認できる厚生年金保険料控除額から45万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めている。このため、年金事務所は、請求者の平成30年12月5日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、請求期間②から⑦までの期間については、上述の課税資料等により、請求者が主張する賞与額(45万6,996円)を超える賞与がA社から請求者に支払われていたことが推認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた事実については確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間②から⑦までにおける賞与の支払額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。